

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年7月13日（令和4年（行情）諮問第415号）

答申日：令和5年3月30日（令和4年度（行情）答申第696号）

事件名：「特定被収容者の処遇要領について」等（特定刑事施設保有）の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書2ないし文書15（以下、順に「文書2」ないし「文書15」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月29日付け東管発第527号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分が不開示とした部分の不開示情報該当性につき審査を請う。とりわけ、次の部分にあっては、その全てが不開示情報に該当するとは考え難いことから、かかる観点に立って厳格に調査審議されたい。

##### （1）別紙に掲げる文書1（以下「文書1」という。）

第6葉「品名」欄であって、「便箋封筒セット」と「印鑑」の間にかかる部分。ことに、これについては、審査請求人が特定年月日〇付け東管発第4884号により開示決定を受けた、特定年月日P付け達示第15号「所内生活の手引の制定について」の別表の記載（同じもの）が開示されていることとの整合性を説明すべきである。

##### （2）文書2

第1葉6行目から「特に処遇要領等を下記のとおり」の直前まで、同葉「生年月日」の次の行から第2葉「罪名」の直前の行まで、同葉「2居室」の次の行、同葉及び第3葉中「第〇区長」及び「第〇区主任」に係る数字部分並びに第4葉及び第5葉

##### （3）文書3

第1葉6行目から「その処遇要領等を下記のとおり」の直前まで、同

葉「生年月日」と「罪名」の間の項目、第2葉12行目から13行目まで及び同葉17行目中「第○区長」に係る数字部分

(4) 文書4

第1葉6行目から「その処遇要領等を下記のとおり」の直前まで、第2葉7行目、同葉23行目中「第○区長」に係る数字部分及び同葉26行目から27行目まで

(5) 文書5

第1葉6行目から「その処遇要領等を下記のとおり」の直前まで

(6) 文書6

第5葉11行目から17行目まで

(7) 文書7

第1葉6行目から「本人の処遇要領を下記のとおり」の直前まで、同葉「氏名」と「生年月日」の間の項目、第2葉3行目から5行目まで、同葉8行目から10行目まで、同葉12行目、同葉24行目から25行目まで及び同葉26行目から28行目まで並びに同葉末行中「第○区主任」に係る数字部分

(8) 文書8

第1葉23行目から25行目まで及び同葉33行目

(9) 文書9

第1葉6行目から「本人の処遇については、下記のとおり」の直前まで、同葉「(6) 入所度数」の次の行の項目、同葉「(1) 処遇方針」の次の行、第2葉7行目、同葉16行目、同葉23行目及び同葉28行目から29行目まで

(10) 文書10

第1葉6行目から「本人の処遇要領を下記のとおり」の直前まで、同葉「氏名」と「生年月日」の間の項目、第2葉3行目から5行目まで、同葉8行目から10行目まで、同葉12行目及び同葉24行目から末行まで

(11) 文書11

第1葉6行目から「本人に対する願箋の受付要領等を下記のとおり」の直前まで、第2葉2行目、同葉9行目及び同葉30行目から31行目まで

(12) 文書12

第1葉6行目から第2葉2行目まで、同葉16行目、次行「第○区長」に係る数字部分、同葉22行目から24行目まで、同葉26行目、同葉30行目、同葉32行目、第3葉6行目、同葉11行目、16行目及び19行目中「第○区長」に係る数字部分、第4葉2行目から3行目まで、同葉6行目から8行目まで、同葉16行目から20行目まで並び

に同葉25行目から26行目まで

(13) 文書13

第1葉中「措置の日」, 「告知の日」, 「意見・決定」欄の「許可禁止 差止め 削除 抹消」の別, 「検査対象箇所・理由等」欄の「(適用条文)」の別, 第2葉及び第3葉, 第4葉から第15葉のうち(ア)全面にわたって不開示とされているもの(イ)特定年月日N付け「親族外発信願」と題する願箋の決裁欄「所長」の上部の記載, 「氏名」の上の欄, 「用件」及び「理由等」の各欄の記載

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は, 審査請求人が処分庁に対し, 令和2年10月6日受付行政文書開示請求書により, 文書1ないし文書13を含む複数の行政文書の開示請求を行い, これを受けた処分庁が文書1ないし文書13について行った一部開示決定(原処分)に対するものであり, 審査請求人は, 原処分において不開示とされた部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めているものと解されることから, 以下, 原処分における本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分のうち, 文書1の不開示部分については, 法5条各号に規定される不開示情報に該当しないことから, 開示することが相当である。

次に, 本件不開示部分のうち, 文書2ないし文書13の不開示部分について, 不開示情報該当性を検討する。

ア 文書2ないし文書5, 文書7及び文書9ないし文書12について

標記文書は, 特定刑事施設に収容されている特定の被収容者(以下「特定被収容者」という。)について, 当該施設の首席矯正処遇官が, 具体的な処遇の要領を定め, これを遵守するよう職員に対して指示する内規文書であるところ, 標記文書の不開示部分は, ①特定被収容者の氏名, 生年月日, 罪名等の身上関係情報, 居室等の収容箇所に関する記述部分, 個別の処遇要領を必要とする具体的かつ詳細な理由等に関する記述部分の全部並びに②処遇上及び保安警備上の留意事項が記録された部分の一部である。

(ア) 上記①について

標記不開示部分には, 特定被収容者の氏名等の個人に関する情報が記録されており, これらは特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができる情報を含む。)に該当するものと認められることから, 法5条1号に規定される不開示情報に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分に記録された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、前述のとおり、特定被収容者の個人に関する情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(イ) 上記②について

標記不開示部分には、特定被収容者に対する特定場面における職員の対応、警備体制が記録されており、これらの情報が公となった場合、職務上の留意点、職員の配置等の保安・警備に係る情報が明らかとなることにより、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃やその他反則行為等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易となり、もって、特定刑事施設において、規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその危険性が高まるなど、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるから、これらの情報は法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また、これらの事態の発生を未然に防止するため、警備体制等の変更を余儀なくされるなど、特定刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、これらの情報は、法5条6号に規定される不開示情報にも該当する。

イ 文書6について

標記文書は、特定刑事施設において勤務する職員の服務並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務の遂行を適正に行うために必要な事項を定めた内規文書であり、標記文書の不開示部分は、特定刑事施設における地震発生時の非常招集の要件及び方法並びに携行物の管理・使用方法に関する情報が記録されている部分である。

これらの情報が明らかになることにより、特定刑事施設における地震発生時の具体的な対応及び体制が明らかとなることから、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、非常事態への対応の妨害を企図するなどし、非常時における特定刑事施設の職員の対応等を混乱・遅延させるなど、事前に入念な計画を立てることが容易になり、地震発生時における逃走等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当すると認められるほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設の警備体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保すると

いう矯正施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

ウ 文書13について

信書検査処理票とは、刑事施設の被収容者が発受する信書の検査に当たる職員が、検査の結果、当該信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づき発受を禁止し、差し止め、又はその一部を削除若しくは抹消する必要があると判断する場合に作成し、これに当該信書を添えて当該刑事施設の長に報告し、その決定を求めるための文書であり、その様式は、平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」の別紙様式を参考として、刑事施設の長が実情に応じて定めるものとされている。

標記文書は、特定刑事施設において特定日に決定された、特定被収容者の信書の発受に関する信書検査処理票、当該検査対象の信書2通及びこれら信書の発信申請に係る特定被収容者作成の書面（願箋）であるところ、標記文書における不開示部分は、①信書検査処理票及び願箋に記録された特定被収容者の氏名、指印、称呼番号、居室等、発受の相手方の氏名、「措置の日」及び「告知の日」欄の月日、信書の具体的内容、信書を発信する用件、理由等、②当該信書2通、③信書検査処理票に記録された起案者及び決裁者の処理意見及びその理由並びに④信書検査処理票又は願箋に記録された職員の印影の一部である。

(ア) 上記①及び②について

当該不開示部分には、特定被収容者の個人に関する情報が記録されており、これらは特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）であることから、法5条1号に規定される不開示情報に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分に記録された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、前述のとおり、特定被収容者の個人に関する情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(イ) 上記③について

当該不開示部分には、信書の一部抹消等の措置に係る起案者等の意見及び理由が記録されているところ、当該不開示部分を公にする

と、検査における起案者等の具体的な着眼点が明らかになることにより、被収容者と外部の者が互いに信書の発受を行う際、当該不開示部分に記録された情報を参考にし、抹消等の措置を免れるための対抗措置を講ずることが容易となり、その結果、当該刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがあるほか、被収容者の信書の発受に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当する。

(ウ) 上記④について

当該不開示部分には、一般には公開されていない特定刑事施設に勤務する職員の印影が記録されているところ、刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、本件不開示部分に記録された職員の印影が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれが相当程度高まり、その結果として、刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより、保安事故、職員ろう絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、職員の氏名に係る情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の士気を高め、施設全体の高い士気を維持することが適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるところ、職員の氏名が開示されることとなれば、前述のように不当な圧力等を加えられることを懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、当該情報は、法5条6号に規定される不開示情報にも該当する。

なお、本件対象文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」には、本件不開示部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は掲載されておらず、このことから、本件不開示部分に記載された職員の氏名が開示されるべき情報であるとはいえない。

(3) 本件一部不開示決定の妥当性について

上記(2)のとおり、本件不開示部分について、文書1の不開示部分を除き、法5条1号、4号及び6号に規定される不開示情報に該当する

とした原処分は妥当である。

## 2 補充理由説明書

(1) 原処分において一部不開示とした文書 1 4 及び文書 1 5 の不開示部分について、以下のとおり不開示情報該当性について説明を補充する。

(2) 文書 1 4 及び文書 1 5 の不開示部分の不開示情報該当性について

ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 1 2 8 条において、刑事施設の長は、受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合を除き、受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる旨を規定している。

また、書信表とは、被収容者の外部交通に関する訓令 8 条において、刑事施設の被収容者が発受する信書について、その発受の許否、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するものとされている。

イ 文書 1 4 及び文書 1 5 は、それぞれ特定年度 A 及び特定年度 B の行政文書ファイルに編てつされた、願箋（特定の年月日に特定被収容者が親族以外への発信を願い出るなどした文書）及び当該発信等に関する書信表である。

(ア) 願せんの不開示部分について

a 職員の印影が記録された不開示部分について

標記不開示部分については、上記 1 (2) ウ (ウ) と同様の理由により、法 5 条 4 号及び 6 号柱書きに規定される不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分に記録された職員と同一の職にある者の氏名は、当該文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」にも掲載されておらず、当該不開示部分に記録された職員の印影は開示されるべき情報であるとは言えない。

b 上記 a 以外の不開示部分について

上記 a 以外の不開示部分には、当該願箋を提出した特定被収容者ごとの氏名、指印、称呼番号、居室等に関する情報、発受信の相手方の氏名及び住所、発信の許可などを求める理由等が記録されているところ、これらは特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）であることから、法 5 条 1 号に規定される不開示情報に該当する。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部

分に記録された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号イには該当しない。また、同号ロに該当する事情は認められない上、同号ハにも該当しない。

さらに、前述のとおり、特定被収容者の個人に関する情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(イ) 書信表の不開示部分について

a 職員の印影が記録された不開示部分について

標記不開示部分については、上記(ア) aと同様の理由により、法5条4号及び6号柱書きに規定される不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分に記録された職員と同一の職にある者の氏名は、当該文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」にも掲載されておらず、当該不開示部分に記録された職員の印影は開示されるべき情報であるとは言えない。

b 上記 a 以外の不開示部分について

上記 a 以外の不開示部分には、当該文書に記録された特定被収容者ごとの氏名及び称呼番号並びに信書ごとの許可・不許可の別、発受した信書の件数、発送日、信書の要旨、発受信者の氏名及び当該被収容者との関係、郵送物の種類などが記録されているところ、これらは特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）であることから、法5条1号に規定される不開示情報に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分に記録された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号イには該当しない。また、同号ロに該当する事情は認められない上、同号ハにも該当しない。

さらに、前述のとおり、特定被収容者の個人に関する情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(3) 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分において、処分庁が、文書14及び文書15の不開示部分を法5条1号に規定される不開示情報に該当するとして不開示としたことは、当該不開示部分に記録された情報は、同条1号、4号及び6号に規定される不開示情報に該当すると認められることから、結論において妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年12月23日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 令和5年2月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月23日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、文書1ないし文書15について、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、文書1の不開示部分を除き、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1を除く不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

#### (1) 文書2ないし文書5、文書7及び文書9ないし文書12について

標記の各文書は、特定被収容者の処遇要領を定めた指示文書であり、①特定被収容者の氏名、生年月日、罪名等の身上関係の情報、居室等の収容箇所に関する記載及び個別の処遇要領を必要とする具体的かつ詳細な理由等に関する記載の全て並びに②処遇上及び保安警備上の留意事項が記載された部分の一部が不開示とされていると認められる。

#### ア 上記①について

標記の不開示部分には、特定被収容者の氏名、生年月日等が記載されていることから、当該不開示部分に記載された情報は、特定被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、特定被収容者の氏名及び生年月日については、特定被収容者に係る個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、また、その余の不開示部分については、これを公にすると、特定被収容者の知人等の関係者にとっては特定被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である、特定刑事施設において特別の対応を要する被収容者である事実等が、当該関係者に知られることとなり、特定被収容者の権利

利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### イ 上記②について

標記の不開示部分には、特定被収容者に対する特定の場面における職員の対応及び警備体制に係る情報が記載されており、これらの情報が公となった場合、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃やその他反則行為等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易となり、もって、特定刑事施設において、規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその危険性が高まるなど、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の1(2)ア(イ)の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分を公にすると、上記おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 文書6について

文書6は、特定刑事施設において職員の服務等について定めた内規文書であり、地震発生時の非常招集の要件及び方法並びに携行品の管理・使用方法に関する情報が不開示とされていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分が公になることにより、特定刑事施設における地震発生時の具体的な対応及び体制が明らかとなることから、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、非常事態への対応の妨害を企図するなどし、非常時における特定刑事施設の職員の対応等を混乱・遅延させるなど、事前に入念な計画を立てることが容易になる旨の上記第3の1(2)イの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分を公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (3) 文書8について

文書8は、特定刑事施設における勤務上の留意事項が記載された指示文書であり、被収容者を連行する際の警備体制及び動静視察における留意事項に係る記載部分が不開示とされているところ、上記(1)イと同

様の理由により、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 文書13について

文書13は、特定被収容者の信書の発信に係る信書検査処理票、検査対象の信書2通及び当該発信申請に係る特定被収容者作成の願箋である。

ア 信書検査処理票

(ア) 特定被収容者の個人に関する情報について

a 特定被収容者の氏名及び称呼番号、「措置の日」及び「告知の日」の月日の部分並びに発受の相手方の氏名が不開示とされているところ、当該処理票は特定被収容者に関して作成され、当該被収容者の氏名が記載されていることから、当該不開示部分に記載された情報は、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

b 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、特定被収容者の氏名及び称呼番号については、当該被収容者に係る個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、また、その余の不開示部分については、これを公にすると、当該被収容者の知人等の関係者にとっては当該被収容者のある程度特定することが可能となり、その結果、当該被収容者の信書の発受に関する情報が、当該関係者に知られることとなり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

c したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 起案者及び決裁者の処理意見及びその理由について

起案者及び決裁者の「意見・決定」欄のチェック欄並びに起案者の「検査対象箇所・理由等」欄の「(適用条文)」のチェック欄及び「(理由等)」が記載された別紙が不開示とされており、当該不開示部分には信書に対する措置に係る起案者及び決裁者の意見及びその理由が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、検査における起案者等の具体的な着眼点が明らかになることにより、被収容者と外部の者が互いに信書の発受を行う際、当該不開示部分に記載された情報を参考にし、抹消等の措置を免れるための対抗措置を講ずることが容易となり、その結果、当該刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその発生危険性を高めるおそ

れがある旨の上記第3の1(2)ウ(イ)の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分を公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 職員の印影について

起案者並びに所長及び部長を除く決裁者の印影が不開示とされているところ、刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、当該不開示部分に記録された職員の印影が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれは相当程度高いなどとする上記第3の1(2)ウ(ウ)の諮問庁の説明は、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして、文書13が作成された当時の独立行政法人国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、当該不開示部分に記載された職員の氏名は、いずれもこれに掲載されていない。

したがって、当該不開示部分を公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 特定被収容者が作成した信書

標記文書はその全てが不開示とされているところ、当該文書は、全体として、特定被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、特定被収容者の氏名は個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、その余の不開示部分については、これを公にすると、特定被収容者の関係者等にとっては、特定被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、信書の内容等が当該関係者に知られることとなり、特定被収容者の権利利益を害するおそれがないとは

認められないことから、同項による部分開示をすることはできない。

したがって、当該文書は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### ウ 特定被收容者作成の願箋

##### (ア) 特定被收容者の個人に関する情報について

特定被收容者の氏名、指印、称呼番号、居室等、信書の発受に関する用件及び理由等が不開示とされているところ、当該願箋は特定被收容者が作成し、当該被收容者の氏名が記載されていることから、当該不開示部分に記載された情報は、当該被收容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、特定被收容者の氏名、指印及び称呼番号については、特定被收容者に係る個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、また、その余の不開示部分については、上記ア(ア) bと同様の理由により、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

##### (イ) 職員の印影について

担当者及び決裁者の職員の印影が不開示とされているところ、上記ア(ウ)と同様の理由により、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (5) 文書14及び文書15について

文書14及び文書15は、それぞれ特定の年度の行政文書ファイルに編てつされた、信書の発信申請に係る特定被收容者作成の願箋及び当該発信申請に係る書信表(文書14が1件、文書15が3件)である。

##### ア 特定被收容者の個人に関する情報について

特定被收容者が作成した願箋は、当該被收容者の氏名、指印、称呼番号、居室等、信書の発受に関する用件及び理由等が不開示とされ、また、各願箋に対応した書信表は、特定被收容者の氏名、称呼番号、信書ごとの許可・不許可の別、発受した信書の件数、発送日、信書の要旨、発受信者の氏名及び当該被收容者との関係、郵送物の種類等が不開示とされている。

当該願箋及び書信表は特定被收容者に関して作成され、当該被收容者の氏名が記載されていることから、当該不開示部分に記載された情報は、当該被收容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると

認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、特定被収容者の氏名、指印及び称呼番号については、当該被収容者に係る個人識別部分に該当することから部分開示の余地はなく、また、その余の不開示部分については、上記(4)ア(ア) bと同様の理由により、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### イ 職員の印影について

願箋及び書信表は、担当者及び決裁者の職員の印影が不開示とされているところ、上記(4)ア(ウ)と同様の理由により、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

## 別紙

本件対象文書を含む文書（以下、特定刑事施設保有のもの。）

- 文書1 特定年月日A付け達示第2号「特定刑事施設受刑者自弁物品等一覧表の改正について」
- 文書2 特定年月日B付け処遇首席指示第48号「特定被収容者の処遇要領について」
- 文書3 特定年月日C付け処遇首席指示第76号「特定被収容者の処遇について」
- 文書4 特定年月日D付け処遇首席指示第90号「特定被収容者の処遇について」
- 文書5 特定年月日E付け処遇首席指示第103号「特定被収容者の処遇について」
- 文書6 特定年月日F付け達示第5号「「特定刑事施設職員服務規程」の制定について」
- 文書7 特定年月日G付け処遇首席指示第8号「特定被収容者の処遇について」
- 文書8 特定年月日H付け処遇首席指示第14号「保安の原則を遵守することについて その3（適正戒護位置の原則及び動静視察，心情把握徹底の原則）」
- 文書9 特定年月日I付け処遇首席指示第41号「特定被収容者の処遇要領について」
- 文書10 特定年月日J付け処遇首席指示第47号「特定被収容者の処遇について」
- 文書11 特定年月日K付け処遇首席指示第115号「特定被収容者の願箋受付等について」
- 文書12 特定年月日L付け処遇首席指示第126号「特定被収容者の処遇要領について」
- 文書13 特定年月日M付け決定の「信書検査処理票」
- 文書14 【特定被収容者A】の特定年月日N付け「親族外発信願（願箋）」及び「書信表（該当部分のみ）」（特定年度A）
- 文書15 特定年月日N付け「親族外発信願（願箋）」及び「書信表（該当部分のみ）」（特定年度B）
  - ア 【特定被収容者B】のもの
  - イ 【特定被収容者C】のもの
  - ウ 【特定被収容者D】のもの